

閱覽用

令和3年 第3回  
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年3月4日

神崎市農業委員会

令和3年3月 第3回神崎市農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年3月4日(木) 午前9時30分開会
- 2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室
- 3 出欠者の状況  
出席委員 12名  
欠席委員 1名  
傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	欠
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

10番 福田省二委員 11番 田淵晃敏委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画 所有権移転関係について 3件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画 利用権設定関係について 35件

議案第6号 非農地通知の発出について 2件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について15件

## 5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

## 6 会議の概要

(開会)

### 事務局長

おはようございます。

本日は年度末のご多忙の中、また、コロナウイルス感染症予防にご理解いただきながら、本総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

委員の皆さまには、日頃の体調管理に十分心掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

本日の総会も、コロナ感染症対策に基づき開催いたしますので、円滑な議事の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第3回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

### 会 長

皆さん、おはようございます。 私は、いつもこの季節になるとですね、今日も城原川の堤防を通ってきたんですけど、ちょうど今、菜の花が満開でした。

時代が変わろうとも、やっぱり季節は必ずやって来るもので、いつか城原川や田手川の堤防で、ちょうど菜の花が満開の時にですね、さが桜マラソンのようにですね、菜の花マラソンというようなことが開催できればいいなと、そんなことを楽しみに思っております。

それでは、只今から令和3年 第3回 神崎市農業委員会総会を開会します。  
(農委会議規則「第8条 開会・休憩・延会・閉会は議長が宣告する。」より)

(総会の成立)

### 事務局長

本日の出席委員は12名です。 12番 真島委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

## 事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

## 議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

### ○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、10番 福田委員と 11番 田淵委員を指名します。 よろしくお願ひします。

## 議長

### ○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

## 議長

### ○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について 3件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 35件

議案第6号 非農地通知の発出について 2件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 15件

以上、議案は、議案第1号から第6号までの、6議案の48件です。報告は、第1号の15件です。ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひします。

## 議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願ひします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について)

## 議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】**

受付番号1番、申請地の所在は千代田町崎村 字〇〇 〇〇番の田1筆2, 066㎡と、一体利用の〇〇、〇〇の2筆、併せて3筆の合計4, 065. 31㎡です。転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、使用貸借による権利の設定で、農振除外は令和3年1月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、県道の沿道で流通業務施設に該当すると判断いたします。

位置図などは4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。受付番号1番については、地区担当委員の私、西村より意見を申し上げます。

### 1番 西村会長 【地区担当委員の意見】

1番の西村です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

## 議 長

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。  
(質疑・応答)

## 議 長

よろしいでしょうか。  
(なしの声あり)

## 議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)  
(採決)

## 議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決

定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)  
(議案第1号 農地法第5条関係)

**議 長**

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】**

受付番号2番、申請地の所在は神埼町 字〇〇 〇〇番の田1筆1,749㎡です。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和3年1月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅で集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたします。

位置図などは6ページと7ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の10番 福田委員のご意見をお願いします。

**10番 福田委員 【地区担当委員の意見】**

10番の福田です。1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、申請者より2月25日に説明を受けて、地3月1日に地区担当の古澤推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

**議 長**

これより採決します。 議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

**議 長**

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

受付番号3番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に説明】**

受付番号3番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番の田1筆1,908㎡です。 転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

今回の案件は一時転用であり、権利の種類としては、賃借権の設定で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、一時的な利用に供するため、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものに該当すると判断いたします。

位置図などは8ページと9ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 受付番号3番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見ををお願いします。

**6番 中原委員 【地区担当委員の意見】**

6番の中原です。 1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、2月21日に地区担当の佐藤推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、

周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号3番の申請者の退室を確認)  
(採決)

**議 長**

これより採決します。議案第1号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号4番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

**議 長**

それでは、受付番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に説明】**

受付番号4番、申請地の所在は神埼町田道ヶ里 字〇〇 〇〇番の外 田・畑 2筆の594㎡及び一体利用の〇〇348.0㎡の合計942㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の種類としては、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、近隣に住む者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当いたします。

位置図などは10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については融資承諾書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。



**議 長**

説明が終わりました。 受付番号4番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

**5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】**

5番の八谷です。 1号議案の受付番号4番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の田中、栗山推進委員とともに、2月25日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号4番の申請者の退室を確認)  
(採決)

**議 長**

これより採決します。 議案第1号、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号5番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

**議 長**

それでは、議案書の3ページをご覧ください。  
受付番号5番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、受付番号5番を議案書を基に説明】**

受付番号5番、申請地の所在は千代田町姉 字〇〇 〇〇番の外 田2筆の1、

232㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の種類としては、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、近隣に住む者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当いたします。

位置図などは12ページと13ページに添付しております。

本件は、現地は既に〇〇として利用されておりましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、現状写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを始末書として提出してあります。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。受付番号5番について、地区担当委員の7番 樋口委員のご意見を申し上げます。

### 7番 樋口委員 【地区担当委員の意見】

7番の樋口です。1号議案の受付番号5番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の大坪推進委員、西村会長、事務局職員の同行の元、2月25日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

但し、今回の案件につきましては、一部を既に〇〇として利用されておりますが、始末書を提出され反省されております。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

## 議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

## 議 長

よろしいでしょうか。

(なし、いいです の声あり)

## 議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号5番の申請者の退室を確認)

(採決)

## 議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号6番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

**議 長**

それでは、受付番号6番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、受付番号6番を議案書を基に説明】**

受付番号6番、申請地の所在は神埼町本堀 字〇〇 〇〇番1の外 田1筆の計295㎡であります。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の種類としては、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、近隣に住む者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当いたします。

位置図などは14ページと15ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 受付番号6番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

**5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】**

5番の八谷です。 1号議案の受付番号6番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の田中、栗山推進委員とともに、2月25日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号6番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

それでは、議案書の16ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。 受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】**

受付番号1番、申請地の所在は脊振町服巻 字〇〇 〇〇番の田1筆263㎡であります。 転用の目的や理由、申請人、施設の用途などは記載のとおりです。

農振除外は令和3年1月に決定されており、農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の地域に立地することが困難な場合は許可し得るに該当しております。

位置図などは17ページと18ページに添付しております。

本件は、現地は既に〇〇を建てられていましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、現状写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを始末書として提出してあります。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号1番について、地区担当委員の13番 吉浦

副会長のご意見を申し上げます。

**1 3 番 吉浦副会長 【地区担当委員の意見】**

1 3 番の吉浦です。 2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、3月1日現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

但し、今回の案件につきましては、一部を既に〇〇として利用されておりますが、始末書を提出され反省されております。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

**議 長**

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(3番城野委員挙手)

**議 長**

3番城野委員どうぞ。

**3 番 城野委員**

3番の城野です。 こちらは既に建設済みとのことでしたが、いつ頃建てられていますか。

**事務局**

お答えいたします。 確認したところ平成29年度中に建てられたということです。

**3 番 城野委員**

そうですか。 そのときに相談はなかったんですかね。

**1 3 番 吉浦副会長**

それは、私たちが遊休農地調査で現地を把握してですね、事務局に報告してそこから指導はされていたと思いますけど、今回出されたということでしょうね。

**事務局**

お答えします。 事務局では情報をいただいてから現地確認して、それから申請者に指導を続けていました。 農振除外も必要でしたので期間がかかりましたが今回の審議となっております。

### 3番 城野委員

わかりました。

### 議 長

よろしいでしょうか。 他にございますか。

(11番田淵委員挙手)

### 議 長

11番田淵委員どうぞ。

### 11番 田淵委員

11番の田淵ですが、こういったのは追認で申請受けられていますけれど、これは罰則とかはないんですか。

### 事務局

お答えします。 無届転用、まあ違反転用ですが、現場確認や事実確認をして、原則農地への現況復旧となり、農地法には刑事罰等の規定もございますけれども、今回の場合は、立地条件や転用事業の内容が許可基準に照らし合わせたところ適当でありましたので、農地法の理解と遵守および今後同様なことが無いように改善指導を行いまして、適切な追認による転用許可申請を行うよう事務局としては指導等を行ったところでございます。

### 11番 田淵委員

そうですね、罰則はありますよね。 ただし、こういった許可出来るもので申請がなされていなかったってのは追認での申請を認めるってことですね。

### 議 長

私もですね、これは転用事業の内容はいいんだけど、どうもこの方は許可制度を知らんでされたのかなっていうのがあると思うんですね。 よっぽど作為的や許可できない内容だったらですけど、それこそ佐賀市は現状復旧させてますから、それから許可申請を受け付けてますからね。

神埼では個々に状況を確認して、追認申請でやむおえないなといったケースは認めて、適切な許可申請を経るように指導するとしているわけですね。

### 事務局

そうですね。 可能ならば認める、許可に至る期間や申請者の過剰な負担を軽減させるって方向でですね。 厳密には佐賀市さんのようにしなくてはいけないのですが、許可出来るものはちゃんと制度に則ってと指導しております。

### 議 長

うん、そうですね。 そうした方がいいと私も思います。 理解してもらって、そのことを周りにも周知していくってことをですね。

田淵委員さんもよろしいでしょうか。

**11番 田淵委員**

よろしいです。 そのことは理解しています。

**議 長**

ありがとうございます。 それでは、他にございますか。  
(異議なしの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。  
(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)  
(採決)

**議 長**

これより採決します。 議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

**議 長**

次に、議案書の19ページをご覧ください。  
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 受付番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】**

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
受付番号1番の申請については、所有権の移転で、土地の所在や対価、申請理由などは記載のとおりです。  
譲渡人のお二人は、家族です。 譲受人は、農地保有適格法人である農業経営体で、申請要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。  
申請地の位置図を20ページに添付しております。 説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご質疑ありませんか。  
(質疑・応答)

**議 長**

よろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の21ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について議題とします。

番号1番から3番について事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】**

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転について説明いたします。

農業経営基盤強化を促進する農地売買等事業の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

番号1番と2番は、先月、佐賀県農業公社への買受をご承認いただいた農用地について、あっせん調整された担い手へ売り渡すものであり、土地の所在や価額および所有権の移転を受ける者、所有権の移転の時期などは記載のとおりです。

位置図は22ページと23ページに添付しております。

次に、番号3番は、所有者の申出によりあっせん調整を委ねられた農用地について、調整後、佐賀県農業公社が一旦買い入れるものであり、土地の所在や価額および所有権の移転をする者、所有権の移転の予定時期などは記載のとおりです。

こちらは位置図を24ページに添付しております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)



議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。  
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第4号 農用地利用集積計画 所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】**

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

初めに総括表により説明いたしますので、議案書1ページをお開きください。

○利用権設定関係総括表

神埼町 新規4件、再設定8件、計12件。 内訳は、田44筆

92, 939㎡。 畑9筆 3, 517㎡。 計53筆 96, 456㎡

千代田町 新規1件、再設定5件、計6件。 内訳は、田23筆

47, 175㎡。 畑1筆 158㎡。 計24筆 47, 333㎡

脊振町 新規4件、再設定13件、計17件。 内訳は、田57筆

53, 234㎡。 畑6筆 1, 130㎡。 計63筆 54, 364㎡

神崎市 合計35件、 内訳は、田124筆 193, 348㎡、

畑16筆 4, 805㎡。 計140筆 198, 153㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】**

議案書2ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

左から、土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、利用目的・賃借料、そして設定期間となっております。

設定する内容は、田14筆 23, 468㎡で、全て、農地中間管理事業の活用による法人への利用権設定となっております。説明は以上です。

**議長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

**議長**

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**議長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議長**

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

**議長**

次に、議案書3ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】**

議案書3ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田30筆 69, 471㎡、畑9筆 3, 517㎡、計39筆 72, 988㎡で、内容は記載のとおりです。

なお、5番から8番は、農地中間管理事業の活用による法人への利用権設定となっております。説明は以上です。

**議長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありません

か。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(よろしいですの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書4ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書4ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田1筆 5, 029㎡で、内容は記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書5ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議しますが、番号5番は7番 樋口委員が議事参与の制限を受けますので、委員の退出を求めます。

(樋口委員の退出を確認し)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、千代田町再設定の番号5番の申し出について説明いたします。設定する内容は、田1筆 3, 133㎡で、内容は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。それでは、樋口委員の入室をお願いします。

(樋口委員の着席を確認し)

議 長

それでは、あらためて農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、千代田町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田22筆 42, 14

6 m<sup>2</sup>、畑1筆 158 m<sup>2</sup>、計23筆 42,304 m<sup>2</sup>で、内容は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書6ページの農用地利用集積計画、脊振町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、脊振町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田6筆 9,888 m<sup>2</sup>で、内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町新規について、原案の

とおりに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書7ページと8ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書7ページと8ページの、脊振町再設定の申し出について説明いたします。 設定する内容は、田51筆 43, 346㎡、畑6筆 1, 130㎡、計57筆 44, 476㎡で、内容は記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(8番國部委員挙手)

議 長

8番國部委員どうぞ。

8番國部委員

8番の國部です。 ちょっと教えてください。 ここの再設定については設定が台帳面積じゃなく水張面積を基準になされているようにと思いますが、そのようなものが多いですかね。

事務局

お答えします。 委員のおっしゃるとおり、ここの設定は多くが水張といいますか耕地面積を基準に設定されてありました。 山間部なので畦畔が広いからでしょうか、双方の同意により耕作面積でもってご協議いただいたものと思っております。

8番國部委員

わかりました。

議 長

委員さん、よろしいでしょうか。 それでは他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第6号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案第6号 非農地通知の発出について説明いたします。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地の同意および申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、あらためて非農地であると判断し「非農地通知」を発出するものであります。

議案書1ページの番号1番の、土地の名義人、土地の所在、登記地目、現況地目、面積については記載のとおりで、田6筆 10,304㎡であります。

現地は、既に雑木が繁り、原野化していることを確認しました。

位置図を2ページに添付しております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

よろしいでしょうか。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

受付番号の1番から15番は、農業経営基盤強化促進法活用した賃貸借契約の合意解約で、その後は、農地転用、所有権を移転されるもの、また、借受人を変更されるものや、新たに中間管理事業を活用して農事組合法人と再設定されるものであります。報告は以上です。

議長

説明が終わりました。ご質疑ありませんか。  
(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。  
(なしの声あり)

議長

それでは、無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和3年 第3回神崎市農業委員会総会を閉会します。  
ご審議ありがとうございました。

10時30分 閉会